

キッチンカー出店者募集要項

1. 目的

大洗町観光情報交流センター前にて、キッチンカーにより飲食を提供することで、大洗駅周辺の賑わい創出および利用者の列車やバスの待ち時間の充実化を図ります。

2. 出店者のメリット

- ・大洗駅利用者を中心に、多くの方の目に止まることで、出店者および商品の認知拡大が期待できます。
- ・販売経路の拡大および新規顧客の獲得が期待できます。

3. 出店場所

大洗町観光情報交流センター うみまちテラス前（茨城県東茨城郡大洗町桜道301）
（別図①参照）

4. 出店料

総売上額の10%を出店料として納入していただきます。ただし、売上額に関わらず、最低出店料を平日は1,000円、土日祝日は1,500円とします。

5. 出店のキャンセル

原則として、出店確定後のキャンセルはご遠慮願います。万が一、出店確定後に出店者都合により出店のキャンセルが発生した場合、以下のキャンセル料を納入いただきます。支払い方法は、現金支払いまたは銀行振り込みにてお願いします。

出店予定日の7日前まで	発生しません
出店予定日の6日前から当日	該当日の最低出店料額（平日：1,000円、土日祝日：1,500円）

※台風や地震等の自然災害等の影響により出店が著しく困難な場合は、キャンセル料は発生しません。

※感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス等）に罹患した場合は、罹患した旨がわかる診断書等の提出により、キャンセル料を免除します。

※銀行振り込みの際に発生する手数料は、出店者にてご負担をお願いします。

6. 出店条件

(1) 出店日

出店者より希望のあった日とします。ただし、次に掲げる事由が生じた場合には営業を認めない、もしくは出店の許可を取消すことがあります。

- ・すでに出店の枠が埋まっているとき。
- ・イベント等の実施や施設営業状況により、出店を認めることが困難と判断されたとき。
- ・緊急の工事等により、出店を認めることが困難と判断されたとき。
- ・災害対応、感染症防止等の措置を講じる必要があると判断されたとき。

- ・その他、大洗観光おもてなし推進協議会が、出店が困難と判断したとき。
- (2) 出店時間
 - 午前10時から午後5時までとします。また、時間内であれば出店時間の短縮は可能とします。
- (3) 出店可能台数
 - 1日につき1台までの出店を可能とします。
- (4) 車体サイズ
 - 車体の平面積は、10㎡以内のものとしてします。
- (5) 販売品
 - ・食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物としてください。
 - ・酒類の販売はできません。
 - ・調理、包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を表示してください。
- (6) 設備および店舗
 - ・出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。
 - ・出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）をしてください。
 - ・火気を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。
- (7) その他
 - ・法令が定める申請や、必要な資格者の配置は出店者の責任で実施してください。
 - ・商品に関する全ての責任は出店者にあるものとします。
 - ・調理に関しては、車内で完結してください。
 - ・出店に関する事故、苦情等については出店者が責任の一切を負うものとします。
 - ・出店者は、営業終了後に売上額や商品購入者数等の実績報告をしてください。

7. 受付時期

出店希望日の2ヶ月前の1日より受付を開始します。

(例) 1月3日出店希望の場合、11月1日より受付開始。

※複数の出店者において、出店希望日が重複した場合は、先着順にて受付します。ただし、同日内に複数の応募書類が届いた場合、大洗観光おもてなし推進協議会にて決定します。

8. 申込方法

出店を希望する場合、以下の書類を持参、郵送、メールにてお申し込みください。

- (1) 大洗町観光情報交流センターキッチンカー出店申請書（様式1）
- (2) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式2）
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可（写し）
- (4) 食品衛生責任者証（写し）
- (5) 生産物賠償責任保険証（PL保険等）（写し）
- (6) キッチンカーの車検証（写し）
- (7) キッチンカーの写真

※提出していただいた申請書を基に、書類選考を行います。

9. 応募条件

以下の項目を全て満たすことを条件といたします。

- (1) 大洗町での営業を許可する保健所発行の営業許可証を有していること。
- (2) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有していること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。
- (4) 茨城県暴力団排除条例に定める項目に該当しないこと。

10. その他

- ・商品や備品の盗難や破損、または自然災害等による被害については、当協議会は一切の責任を負わないものとします。
- ・感染症の拡大や自然災害等により出店許可を取り消す場合において、大洗観光おもてなし推進協議会は一切の費用負担を負わないものとします。
- ・出店者の責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷させたときは、速やかに大洗観光おもてなし推進協議会へ報告をしてください。（修繕及び交換等が必要と判断したときは、出店者に費用負担をいただきます。）
- ・この要項に定めない事項に関しては、大洗観光おもてなし推進協議会と出店者が協議を行い判断するものとします。

11. 問い合わせ

大洗観光おもてなし推進協議会

〒311-1307

茨城県東茨城郡大洗町桜道301

電話：029-266-0788（ガイダンス1）

アドレス：info@oarai-umimachi.com（担当：関根）